

1. 日本人船員の確保・育成について

船員は、日常生活に必要な物資や旅客の輸送、食用水産物の安定的な供給などを通じ、国民生活の安定や経済の維持・発展に寄与しているが、船員不足が深刻な状況となっている。外航海運では、平成 19 年の交通政策審議会答申の試算を踏まえ、国は、平成 20 年度から外航日本人船員を 10 年間で 1.5 倍にするとの目標を掲げ、取り組みを進めてきたが、いまだ目標達成に程遠い状況にある。また、国内海運では、高齢化の進行とともに、船員の有効求人倍率が全国で 2 倍を超えている。水産業でも、漁船員の高齢化や後継者不足が顕著となっており、特に船舶職員の不足が深刻な問題となっている。こうした船員を取り巻く状況を踏まえ、「海洋基本計画」や「水産基本計画」などに明記された船員の確保・育成の具現化に向け、諸政策を早急に講じていただくとともに、次世代を担う船員志望者の裾野拡大に向け、若者が船員職業に関心を持つような海事広報や海事思想の普及を図られたい。

【回答】（大臣官房総務課法令審議室 初等中等教育局教育課程課）

（水産高校への支援について）

文部科学省においては、全国の水産高校における教育支援のため、

- ① 平成 30 年 3 月に改訂した学習指導要領の教科「水産」において、資格取得に対応する教育内容の充実
- ② 特色ある教育プログラムの開発を目指したモデル事業の実施
- ③ 水産高校の実習船の建造等の支援などに取り組んでいるところです。

また、文部科学省と水産庁、漁業者団体等が連携・協力して、漁船乗組員確保養成プロジェクトに取り組んでおり、文部科学省としては、漁船乗組員の確保に向けた課題を関係者と共有しながら、漁業者団体による水産高校の生徒への漁業ガイダンスの実施など、水産高校の生徒への働きかけにあたって効果的な方策について助言を行うなど支援を行っています。

文部科学省としては、船員を目指す水産高校の生徒に対し、専門性の高い充実した指導が行われるよう取り組みを進めるとともに、今後とも関係省庁との連携も図り、船や海に関する教育の充実に取り組んでまいります。

（「海洋基本計画」や「水産基本計画」に明記された諸施策の実施について）

水産基本計画に位置付けられた、海技士資格取得に必要な乗船履歴を短縮できる新たな仕組みに関しても、水産庁や国土交通省と連携して取り組みを進めてい

るところです。

(海事広報・海事思想の普及について)

文部科学省においては、若者が船員職業に関心を持つような海事広報や海事思想の普及に関連する取り組みとして、まず、小・中・高等学校の学習指導要領において、社会科等で水産業や海上輸送を含めた運輸・交通等を記述しています。また、次世代を担う船員志望者の裾野拡大に向けて、キャリアパスの魅力発信が必要であり、例えば国土交通省が作成したウェブサイト「SEA-GOTO～海のシゴトガイドブック～」などを通じて、各大学等に学生の実地体験や海事思想の普及を図る取り組みも奨励しています。今後とも、日本人船員の確保・育成に向けた取り組みに対して、必要な支援を行っていきたいと考えています。

2. 船員教育機関の維持・定員拡大について

近年、船員養成教育機関への入学倍率や海上産業の求人倍率が高水準にあり、船員を志す若者が船員職業に就いているものの、後継者不足を解消するには至っていない。将来の海運・水産産業を担う後継者の確保・育成を推進するには、その核となる船員養成教育機関の拡充が必要不可欠である。「内航未来創造プラン」(平成28年6月)の中で、海技教育機関の養成定員について、500人規模の養成を目指した段階的な拡大目標が示されていますが、令和3年4月より、養成定員が10人増えるのみであり、未だ養成規模は400人に留まっている。同プランに明記された養成定員の拡大を確実に図るとともに、練習船や学校施設の拡充、教員の確保など、具体的な施策を講じるための予算の確保とあわせ、早期の定員拡大を国土交通省に求めているが、文部科学省所管の商船系大学についても、入学倍率は高水準が続いており、商船系高専への求人数も増加していることから、これらの入学定員の拡大に向け尽力されたい。

【回答】(大臣官房総務課法令審議室 高等教育局専門教育課)

商船系大学・学部の入試倍率が高水準を維持していることは承知しています。一方、その中から乗船実習科に進む学生数は低調であり、文部科学省としては、乗船実習科の定員規模をまずは維持しつつ、実際に船員を希望する学生数の拡大を図るべきであると認識しています。前述したように、キャリアパスの魅力発信が必要であり、各大学等と連携して、引き続き船員志望者学生の増加に努めていきたいと考えています。

3. 海に親しむ活動の推進について

次世代の産業の担い手となる船員志望者の裾野拡大に向け、中長期的な視点からの取り組みが不可欠である。初等・中等教育の段階において、海に親しむ体験活動などを一層充実させることを通じ、子どもたちに海や船の魅力を伝え、一人でも多くの若者が職業として船員を志すよう、船員職業の認知度向上につながる取り組みを推進されたい。

【回答】（大臣官房総務課法令審議室 初等中等教育局児童生徒課）

文部科学省としては、小・中・高等学校において、生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要となる能力や態度を身に付けさせるとともに、とりわけ勤労観・職業観を自ら形成・確立できるよう、キャリア教育を推進しております。

船員職業の認知度の向上については、例えば、令和元年度の「キャリア教育・進路指導担当指導主事連絡協議会」において、国土交通省作成の「SEA-GOTO 海のシゴトガイドブック」を配布するなどして推進しております。

また、文部科学省としては、水産高校の教育内容等について理解・関心頂くことも船員職業認知向上の一つにつながると考えており、専門高校の生徒の優れた知識や技術の成果を広く発信する場として、全国産業教育フェアを毎年開催しているところです。水産高校のブースでは、全国の水産高校の生徒の研究成果の発表や水産加工品の展示販売のほか、マグロの解体ショーなどを実施し、水産高校がより身近で魅力的な学校として、来場者に受け止められたと考えています。

4. 海洋資源調査の拡大

エネルギー資源や鉱物資源に恵まれないわが国は、日本経済や国民生活を維持するうえで安定的な天然資源の確保が極めて重要であり、わが国の排他的経済水域および大陸棚に存在する海底資源を開発するべく、関係各省で計上された予算のもと調査・研究が進められてきた。このような状況において、2018年5月に「第3期海洋基本計画」、7月に「エネルギー基本計画」が策定され、わが国は、これまで以上に海洋資源の開発、海洋調査の拡大を図っていくことが明記された。同計画に基づき、関係各省で連携を図りつつ、将来的な資源確保のために必要な海洋調査船を用いた海洋調査研究を促進されたい。

【回答】（大臣官房総務課法令審議室 研究開発局海洋地球課）

海洋資源の開発・利用を促進し、海洋権益を確保することは、我が国にとって重要と認識しています。

このため、文部科学省では、海洋研究開発機構において、保有する船舶を活用

した海底資源の成因分析・解明や効率的な調査方法の開発を行うとともに、内閣府等と連携し、深海資源調査技術・生産技術の開発等を実施しています。

引き続き、関係省庁と連携しつつ海洋資源の調査研究を促進してまいります。

5. 消費税増税に伴う公立学校の修学旅行予算について

修学旅行の特性上、交通費および宿泊費が費用の大半を占めていることなどから修学旅行予算が設けられている場合、地域により学習内容に格差が生じる等の恐れがある。各学校が計画実施する点も鑑み、予算上限の見直しに向け各地の教育委員会に通達されたい。

【回答】（大臣官房総務課法令審議室 初等中等教育局児童生徒課）

学校における修学旅行については、各教育委員会の定める実施基準等に基づき、各学校において学校の実情等に応じて実施されているところです。

消費税増税による交通費や宿泊費の増額に伴う修学旅行の実施方法については、各教育委員会等において適切に判断されるべきものと考えております。

6. 若者の海外旅行の機会創出について

相互の国際交流は国の文化や習慣、宗教への理解を深める機会であるとともに、国際平和やグローバルな人財育成に寄与するものである。

通信や情報技術の発展した現代社会において、旅行を通じて得られる実体験の意義が薄れている傾向にあり、諸外国の自然、文化、歴史、宗教や価値観を相互理解する機会の逸失となっている。

グローバルな人財育成には若いうちから取り組むべきであり、海外との相互の交流が重要になってくる。また、相互の交流を通じて日本の自然や文化を知ってもらうことは、日本が観光立国を推進していくうえでも重要である。

その機会の一つとして、相互の行き来ができる仕組みを国としても積極的に推進すべきであり、その一つとして学校行事における海外旅行など、若者の交流促進を図ることへの支援を講じられたい。

【回答】（大臣官房総務課法令審議室 総合教育政策局国際教育課）

平成30年6月に閣議決定した「第3期教育振興基本計画」において、グローバル人材育成に関しては明示的に記載されており、文部科学省としても、我が国にとって重要な施策の一つと認識しております。

文部科学省では、高等学校段階からの海外留学等に関して、学校等が主催する原則10日間以上の留学プログラムに参加する生徒に対して支援を行う事業や、外

国の優秀な高校生を日本の高校に招へいする事業等、海外への派遣および海外からの受入による国際交流を通じたグローバル人材の育成を目指した様々な事業を実施しているところです。

しかしながら、現在、海外各国・地域において、日本からの渡航者・日本人に対する入国制限措置および入国・入域後の行動制限や我が国の水際対策として検疫体制が強化されています。文部科学省としても、学校行事における海外研修等については、これらの状況を十分に踏まえ、外務省および厚生労働省のホームページ等により情報収集を行った上で、慎重に御検討をいただくようお願いしているところです。